

令和 7 年度
第 8 回八幡平市農業委員会総会
議 事 錄

令和 7 年 1 月 25 日開催

八 棟 平 市 農 業 委 員 会

令和7年度第8回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和7年11月18日				
告示事件	別紙告示写しのとおり				
招集年月日	令和7年11月25日				
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール				
開閉会日時 及び宣言	開会	令和7年11月25日 13時30分		議長	三浦 美恵子
	閉会	令和7年11月25日 13時55分		議長	三浦 美恵子
応招(不応招) 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 2名 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席番号	委員氏名	出欠席	議席番号	委員氏名
	1	小山田 和義	○	11	竹田 和夫
	2	國司 功	○	12	大森 直子
	3	高橋 栄光	▲	13	田村 昭雄
	4	竹田 憲治	○	14	中村 一彦
	5	齊藤 由希子	○	15	三浦 隆
	6	古川 美枝子	○	16	工藤 嘉充
	7	向久保 勉	○	17	伊藤 始
	8	熊澤 威人	○	18	松村 勝彦
	9	元木 昭彦	○	19	三浦 美恵子
	10	阿部 正光	○		

議事録署名委員	議席番号 13番	田村昭雄	議席番号 14番	中村一彦
八幡平市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名	職名		氏名	
	事務局長		高橋誠	
	事務局長補佐兼農業振興係長		立花浩	
	農業振興係主事		遠藤久美子	
	農地調整係長		松尾竜也	
	農地調整係主任		恩賀ひとみ	
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。

総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号18番松村勝彦会長職務代理者所用のため欠席、議席番号3番高橋栄光委員所用のため欠席と連絡をいただいております。

以上2名の欠席となっており、出席委員数は19名中17名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願ひいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和7年度八幡平市農業委員会第8回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。

よって議事録署名人には、議席番号13番田村昭雄委員と議席番号14番中村一彦委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第8回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第8回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり4項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和7年11月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和7年度第8回総会について

3項目め。令和7年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について

4項目め。令和8年度農作業労賃と機械利用料金標準額の策定について

以上、4項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、12月10日午前9時30分に決定となりました。

2項目め。新規遊休農地の意向調査について

内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項の2項目めで、事務局より説明を行う事としております。

続きまして、5情報提供等となります。

運営委員から1件の意見が出され、記載の通り対応することとなりました。

なお、対応の結果を後ほど行う委員合同会議の報告・連絡事項の4項目めで、事務局より説明を行う事としております。

次に事務局からの提案により協議を行った結果、次のページの上側に記載した通りとなりました。

なお、この決定により委員の皆様に出席の周知を行った結果、出席を希望する委員はいなかつたことを、この場を借りて報告をさせていただきます。

続いて、事務局から1件の報告を行いましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項の5項目めで、事務局より説明を行う事としております。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和7年度第8回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和7年11月25日、運営委員長（会長）三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。

何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料の7ページをご覧ください。

令和7年10月21日から令和7年11月24日までの業務報告をさせていただきます。

まる1番からまる2番までと、まる4番は先月の総会内容、まる3番はこの1ヶ月の第5条許可処分取り消しの数です。まる5番は9月の総会内容となります。まる6番はこの1ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる7番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は11月17日の月曜日でございまして、8件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の2番委員國司功委員、農業委員の4番委員竹田憲治委員、推進委員の西根南地区の4番委員田村一希委員、推進委員の松尾地区の3番委員小原ふく子委員、推進委員の安代地区の4番委員種市幸雄委員の5名でございます。

事務局からは高橋事務局長と私と遠藤主事の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、まる8番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和7年10月16日から令和7年11月15日までの間で、あっせんの申出は6件となっております。

番号1と3の売渡・貸付を希望するあっせん申し出と資料8ページの番号5と6の借受・買受を希望するあっせん申し出資料は、担当委員の本日お配りした資料に同封しております。

そのうち、番号6については、松尾地区内で借受の希望がある方と新規就農者の方とも関連があることから、先週、岩手県農業公社の農地コーディネーターを始め、6名の委員が集まって資料の説明を行ったところです。

今回は、松尾地区全域で借受・買受の要望があることから、地区内全委員に配布いたします。

また、番号5についても、耕作農地が大更・田頭の広範囲での借受・買受希望となりますので、広範囲の担当委員に資料を配布しております。

あっせんの相談など、対応をよろしくお願ひいたします。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。

何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力を願います。

ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力を願います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（遠藤主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の2ページをご覧ください。

今月の申請は6件です。

関係資料1ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：大更第39地割440田3,162m²を含む2筆6,489m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人のおじが水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号2：松尾寄木第1地割1480田1,158m²を含む7筆9,001m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人がパドックとして利用、牧草、麦を作付しており、権利取得後も同様に利用・作付予定です。

申請番号3：松尾寄木第18地割112畠425m²を含む2筆927m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人の親族が保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

なお、譲受人は取得農地に隣接する空き家をあわせて取得予定で、そこを拠点に営農予定です。

申請番号4：田頭第25地割132-1田166m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が果樹を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号5：松尾寄木第1地割1035田466m²を含む10筆4,418m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が牧草を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号6：畠105-23畠5.30m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

次の3ページ以降に申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員田村一希委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（田村一希委員）

4番の田村一希です。

申請番号1番ですが、位置は、八幡平市総合運動公園から東へ約3.3kmの地点です。

現況は、米の刈り取りがされておりました。

申請番号2番ですが、位置は、岩手山SAから西へ約300mの地点です。

現況は、一部パドックとして利用、牧草、麦が作付されておりました。

申請番号3番ですが、位置は寄木小学校から西へ約1.2kmの地点です。

現況は保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、田頭小学校から北東へ約200mの地点です。

現況は、保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、柏台小学校から南東へ約2.3kmの地点です。

現況は、牧草が作付されておりました。

申請番号6番ですが、位置は、安代小学校から南へ約400mの地点です。

現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第1号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、原案のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は2件です。

関係資料3ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：小柳田377-1 田 904 m²です。

現況は、雑種地化しています。

申請地は、平成4年ころから駐車場として利用されていたということです。

申請番号2：藍野々道ノ下2-1 畦 624 m²を含む2筆 7,756 m²です。

現況は、山林化しています。

申請地は、昭和62年頃と平成3年頃に祖父が農地法を知らずに植林してしまったということです。

議案下に申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員田村一希委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（田村一希委員）

はい、4番の田村一希です。

申請番号1番ですが、位置は安代インターインジから東へ約400mの地点です。

現況は、雑種地化しておりました。

申請番号2番ですが、位置はJR田山駅から北東へ約1.6kmの地点です。

現況は、山林化しておりました。

いずれの土地も、非農地化されてから20年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。
この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、原案のとおり『可』
とすることに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局
より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページから25ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定13件、使用貸借権設定19件、一時貸付を含む所有権移転が8件の
合計40件です。

賃貸借権設定のうち8件、使用貸借権設定のうち15件は更新、その他17件は新規の申請です。
まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～8番は西根南地区に係る申請です。

申請番号9番は西根北地区に係る申請です。

申請番号10番～13番は松尾地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号14番～16番、18番～21番は西根南地区に係る申請です。

申請番号17番は西根南地区及び松尾地区に係る申請です。

申請番号22番～25番は西根北地区に係る申請です。

申請番号26番～30番は松尾地区に係る申請です。

申請番号31番～32番は安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号 33 番～40 番は松尾地区に係る申請です。

以上、各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 8 番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 17 番 伊藤始 委員の退席を求めます。

(17番 伊藤始 委員 退席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号 8 番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号 8 番を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号 8 番については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号 17 番 伊藤始 委員 委員の着席を求めます。

(17 番 伊藤始 委員 着席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号 8 番を除く議案第 3 号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号8番を除く議案第3号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号8番を除く議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時55分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第8回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦労様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年12月25日

会長_____

13番委員_____

14番委員_____

令和 7 年度

第 8 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 7 年 11 月 25 日 (火) 午後 1 時 30 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第 8 回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会